

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。

当院の一般病棟では、1日に243人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝8時30分～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
- ・ 夕方16時30分～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- ・ 深夜0時30分～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

当院の精神病棟では、1日に7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝8時30分～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- ・ 夕方16時30分～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
- ・ また、朝8時30分～夕方17時30分までの時間帯は、身支度や食事等の身の回りのお世話をさせていただく看護要員4人以上が勤務しています。